

聖園学園短期大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び聖園学園短期大学学則（以下「学則」という。）第27条の規定に基づき、聖園学園短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

短期大学士（保育）

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則第25条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 教授会は、卒業に関する審議の結果を学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、別記様式による学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与されたものが、その学位の名称を用いるときは、「聖園学園短期大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

附 則

この規定は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。